

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月28日

【発行者名】 中銀アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 國定 剛

【本店の所在の場所】 岡山県岡山市北区丸の内2丁目10番17号

【事務連絡者氏名】 掛川 武

【電話番号】 086-224-5310

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ちゅうぎんターゲット型日本株ファンド13-05
（限定追加型／早期償還条項付）（愛称：未来のいろいろ）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 500億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年4月23日付をもって提出しました「ちゅうぎんターゲット型日本株ファンド13-05（限定追加型／早期償還条項付）（愛称：未来のいろどり）」の有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、平成26年2月28日に半期報告書を提出したことに伴う関係情報の更新、その他訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書により訂正を行うものです。

．【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

<訂正前>

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。
当初元本は1口当たり1円です。

（略）

<訂正後>

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。（当初元本は1口当たり1円です。）

（略）

(3) 【発行（売出）価額の総額】

<訂正前>

当初申込期間

100億円を上限とします。

継続申込期間

500億円を上限とします。

<訂正後>

500億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

<訂正前>

当初申込期間受益権1口当たり1円とします。継続申込期間1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。

(略)

<訂正後>

取得申込日の基準価額とします。

(略)

(5) 【申込手数料】

<訂正前>

当初申込期間申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料を乗じて得た額。有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。継続申込期間

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料を乗じて得た額。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

(略)

<訂正後>

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料を乗じて得た額。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%*（税抜3.0%）です。手数料は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%（税抜3.0%）となります。

（略）

（ 6 ）【申込単位】

< 訂正前 >

（略）

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

お問い合わせ先については、（4）[発行（売出）価格]に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

< 訂正後 >

（略）

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

お問い合わせ先については、（4）[発行（売出）価格]に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

（ 7 ）【申込期間】

< 訂正前 >

当初申込期間 平成25年5月20日から平成25年5月30日まで

継続申込期間 平成25年5月31日から平成26年8月30日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ただし、1万口当たりの基準価額が12,000円以上となった場合には、その翌営業日以降、取得申込みを受け付けません。

< 訂正後 >

申込期間 平成25年5月31日から平成26年8月30日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ただし、1万口当たりの基準価額が12,000円以上となった場合には、その翌営業日以降、取得申込みを受け付けません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

委託会社の概況（平成25年3月末日現在）

(略)

<訂正後>

(略)

委託会社の概況（平成25年12月末日現在）

(略)

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

(略)

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、SSAE16（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用体制等につきましては、平成25年3月末日現在のものであり、変更になることがあります。

<訂正後>

(略)

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、SSAE16（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用体制等につきましては、平成25年12月末日現在のものであり、変更になることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

当初申込期間

申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

継続申込期間

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

（略）

<訂正後>

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%*（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%（税抜3.0%）となります。

（略）

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の131.25（税抜125）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額	年10,000分の <u>131.25</u> （税抜 <u>125</u> ）
内 委託会社	年10,000分の <u>73.50</u> （税抜 <u>70</u> ）
内 販売会社	年10,000分の <u>52.50</u> （税抜 <u>50</u> ）

内 受託会社 年10,000分の 5.25（税抜 5）

（略）

< 訂正後 >

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.3125%*（税抜1.25%）を乗じて得た額とします。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.35%（税抜1.25%）となります。

なお、下記の配分についても相応分上がります。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額	年率 1.3125%（税抜 1.25%）
内 委託会社	年率 0.7350%（税抜 0.70%）
内 販売会社	年率 0.5250%（税抜 0.50%）
内 受託会社	年率 0.0525%（税抜 0.05%）

（略）

（4）【その他の手数料等】

< 訂正前 >

（略）

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の0.525（税抜0.5）の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（略）

< 訂正後 >

（略）

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.00525%*（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.0054%（税抜0.005%）となります。

（略）

（5）【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個人受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

時期	税率
平成25年 1月 1日から 平成25年12月31日まで	10.147% （所得税7.147%および地方税3%）
平成26年 1月 1日以降	20.315% （所得税15.315%および地方税5%）

一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

時期	税率
平成25年 1月 1日から 平成25年12月31日まで	10.147% （所得税7.147%および地方税3%）
平成26年 1月 1日以降	20.315% （所得税15.315%および地方税5%）

法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

時期	税率
平成25年 1月 1日から 平成25年12月31日まで	7.147% （所得税のみ）
平成26年 1月 1日以降	15.315% （所得税のみ）

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

受益者が収益分配金を受け取る際、基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースでファンドを買付けた場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

その他

原則として、益金不算入制度、配当控除が適用可能です。税務専門家等にご確認されることをおすすめいたします。

買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせください。

上記の内容は平成25年2月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

<訂正後>

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個人受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。
なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、基準価額(分配落)が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

受益者が収益分配金を受け取る際、基準価額(分配落)が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金(特別分配金)は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースでファンドを買付けた場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額となります。

その他

原則として、益金不算入制度、配当控除が適用可能です。税務専門家等にご確認されることをおすすめいたします。

買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせください。

上記の内容は平成26年1月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」の記載は、下記の通り更新されます。

(1)【投資状況】

平成25年12月30日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,310,320,073	94.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	140,897,273	5.74
合計(純資産総額)	-	2,451,217,346	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成25年12月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	
日本	親投資信託 受益証券	ちゅうぎんターゲット 型	-	1,976,829,018	0.9857	1,948,560,364	94.25
		日本株マザーファンド			1.1687	2,310,320,073	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成25年12月30日現在

種類 / 業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	94.25
合計	94.25

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年12月末日及び同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額(円)	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
平成25年 5月末日	1,843,856,893	10,000
6月末日	2,178,110,843	9,671
7月末日	2,364,052,683	9,720
8月末日	2,367,861,783	9,417
9月末日	2,610,659,693	10,374
10月末日	2,736,122,636	10,506
11月末日	2,615,146,296	11,184
12月末日	2,451,217,346	11,627

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期中間計算期間	11.4

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た額です。なお、第1計算期間については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期中間計算期間	2,963,845,764	630,757,144	2,333,088,620

（注）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<参考>

「ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンド」

(1) 投資状況

平成25年12月30日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	5,470,440,000	98.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	74,221,765	1.33
合計(純資産総額)	-	5,544,661,765	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成25年12月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	上段：帳簿価額		投資比率(%)
					下段：評価額		
					単価(円)	金額(円)	
日本	株式	オムロン	電気機器	77,000	3,412.39	262,754,496	6.45
					4,645.00	357,665,000	
日本	株式	日本電産	電気機器	32,000	8,257.21	264,231,000	5.94
					10,300.00	329,600,000	
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	35,000	7,331.47	256,601,683	5.80
					9,200.00	322,000,000	

日本	株式	キーエンス	電気機器	7,000	35,021.96 45,000.00	245,153,750 315,000,000	5.68
日本	株式	KDDI	情報・通信業	47,800	5,393.75 6,470.00	257,821,684 309,266,000	5.57
日本	株式	クボタ	機械	160,000	1,634.31 1,739.00	261,491,000 278,240,000	5.01
日本	株式	三菱電機	電気機器	205,000	1,126.41 1,320.00	230,915,000 270,600,000	4.88
日本	株式	ダイキン工業	機械	40,800	4,366.65 6,550.00	178,159,606 267,240,000	4.81
日本	株式	村田製作所	電気機器	27,800	8,577.14 9,340.00	238,444,714 259,652,000	4.68
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	81,000	2,526.16 2,981.00	204,619,619 241,461,000	4.35
日本	株式	旭化成	化学	210,000	736.22 824.00	154,608,000 173,040,000	3.12
日本	株式	オリックス	その他金融業	90,000	1,744.19 1,847.00	156,977,577 166,230,000	2.99
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	85,000	1,547.67 1,754.00	131,552,345 149,090,000	2.68
日本	株式	IHI	機械	320,000	402.76 454.00	128,884,000 145,280,000	2.62
日本	株式	大成建設	建設業	300,000	384.64 478.00	115,392,000 143,400,000	2.58
日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	400,000	278.95 352.00	111,580,000 140,800,000	2.53
日本	株式	LIXILグループ	金属製品	47,000	2,683.34 2,883.00	126,117,001 135,501,000	2.44
日本	株式	商船三井	海運業	280,000	398.90 474.00	111,694,000 132,720,000	2.39
日本	株式	HOYA	精密機器	40,000	2,531.22 2,922.00	101,248,930 116,880,000	2.10
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	34,000	3,452.91 3,420.00	117,398,980 116,280,000	2.09
日本	株式	コニカミノルタ	電気機器	110,000	991.90 1,049.00	109,110,000 115,390,000	2.08
日本	株式	日本碍子	ガラス・土石製品	57,000	1,854.50 1,998.00	105,707,000 113,886,000	2.05
日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	108,000	999.77 1,050.00	107,975,387 113,400,000	2.04
日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	245,000	355.68 441.00	87,141,600 108,045,000	1.94
日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	67,000	1,568.71 1,577.00	105,104,000 105,659,000	1.90
日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	170,000	500.93 554.00	85,159,323 94,180,000	1.69
日本	株式	太平洋セメント	ガラス・土石製品	230,000	364.57 404.00	83,852,071 92,920,000	1.67
日本	株式	日本郵船	海運業	250,000	283.61 336.00	70,902,500 84,000,000	1.51

日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	110,000	682.54 694.00	75,080,000 76,340,000	1.37
日本	株式	セガサミーホールディングス	機械	27,000	2,595.99 2,677.00	70,091,829 72,279,000	1.30

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成25年12月30日現在

種類 / 業種別	投資比率(%)
建設業	2.58
食料品	2.09
化学	7.47
医薬品	0.83
ガラス・土石製品	3.72
鉄鋼	2.53
非鉄金属	2.68
金属製品	2.44
機械	13.76
電気機器	29.72
輸送用機器	4.62
精密機器	2.10
陸運業	0.63
海運業	3.90
情報・通信業	11.38
銀行業	3.07
証券、商品先物取引業	2.04
その他金融業	2.99
合計	98.66

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

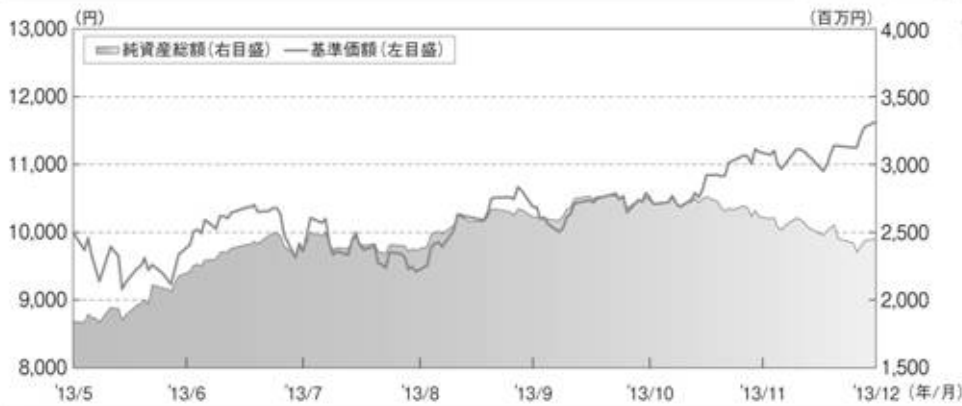
その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

< 参考情報 >

運用実績

基準価額・純資産の推移



分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

◆ 資産配分

資産	純資産比率
株式	92.99%
その他資産	7.01%
合計	100.00%

◆ 組入上位10銘柄

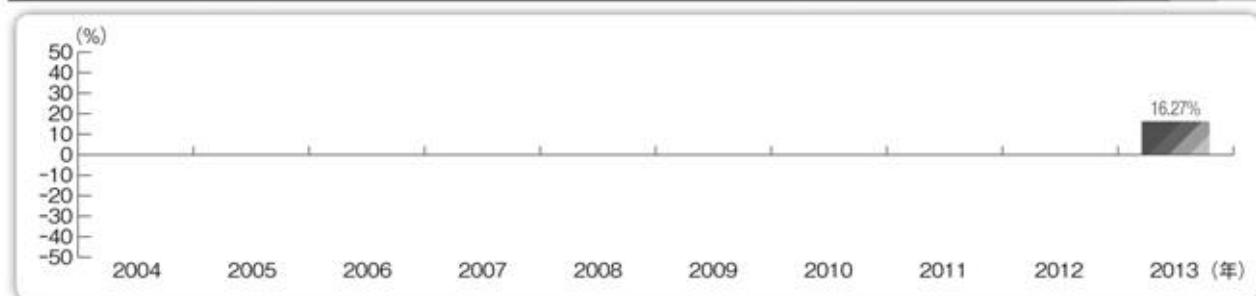
	銘柄	業種	市場	ファンド組入比率
1	オムロン	電気機器	東証一部	6.08%
2	日本電産	電気機器	東証一部	5.60%
3	ソフトバンク	情報・通信業	東証一部	5.47%
4	キーエンス	電気機器	東証一部	5.35%
5	KDDI	情報・通信業	東証一部	5.26%
6	クボタ	機械	東証一部	4.73%
7	三菱電機	電気機器	東証一部	4.60%
8	ダイキン工業	機械	東証一部	4.54%
9	村田製作所	電気機器	東証一部	4.41%
10	富士フイルムホールディングス	化学	東証一部	4.10%
	合計			50.16%

◆ 組入上位10業種

	業種名	ファンド組入比率
1	電気機器	28.01%
2	機械	12.97%
3	情報・通信業	10.73%
4	化学	7.05%
5	輸送用機器	4.36%
6	海運業	3.68%
7	ガラス・土石製品	3.52%
8	銀行業	2.90%
9	その他金融業	2.83%
10	非鉄金属	2.53%
	合計	78.58%

※各比率はファンドの対純資産総額により算出しており、マザーファンドの状況を比例配分して反映しております。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの収益率は基準価額で計算しています。

※2013年のファンドの収益率は設定日5月31日から年末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

お申込価額（発行価格）は、当初募集期間中は、受益権1口当たり1円とし、継続募集期間中は、取得申込受付日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額です。

申込手数料は、申込金額に販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、「累積投資に関する契約」（販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買い付ける場合には、無手数料とします。

お申込単位は、各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

（略）

<訂正後>

（略）

お申込価額（発行価格）は、取得申込受付日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額です。

申込手数料は、申込金額に販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%*（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%（税抜3.0%）となります。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、「累積投資に関する契約」（販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買い付ける場合には、無手数料とします。

お申込単位は、各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

（略）

第3【ファンドの経理状況】

< 訂正前 >

ファンドは有価証券届出書提出日（平成25年4月23日）現在、資産を有していませんので該当事項はありません。

ファンドの投資信託財産に係る財務諸表の作成は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）の定めるところによります。

ファンドの財務諸表の監査は、有限責任 あずさ監査法人により行われ、監査証明を受けます。

< 訂正後 >

（1） 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成25年5月31日から平成25年12月2日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

[追加]

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に中間財務諸表（比較情報を除きます。）が追加されます。

中間財務諸表

【ちゅうぎんターゲット型日本株ファンド13-05（限定追加型/早期償還条項付）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

		第1期中間計算期間末 (2013年12月2日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		116,772,467
親投資信託受益証券		2,513,671,025
未収入金		50,000,000
未収利息		159
流動資産合計		2,680,443,651
資産合計		2,680,443,651
負債の部		
流動負債		
未払解約金		64,892,699
未払受託者報酬		655,604
未払委託者報酬		15,734,382
その他未払費用		65,490
流動負債合計		81,348,175
負債合計		81,348,175
純資産の部		
元本等		
元本		2,333,088,620
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		266,006,856
元本等合計		2,599,095,476
純資産合計		2,599,095,476
負債純資産合計		2,680,443,651

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第 1 期中間計算期間 自 2013年 5 月31日 至 2013年12月 2 日
営業収益	
受取利息	31,728
有価証券売買等損益	323,671,025
営業収益合計	323,702,753
営業費用	
受託者報酬	655,604
委託者報酬	15,734,382
その他費用	65,490
営業費用合計	16,455,476
営業利益	307,247,277
経常利益	307,247,277
中間純利益	307,247,277
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	43,519,477
期首剰余金又は期首欠損金 ()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,279,056
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,168,676
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	110,380
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	266,006,856

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 自 平成25年 5月31日 至 平成25年12月 2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期中間計算期間末 (平成25年12月2日現在)	
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	2,333,088,620口
2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.114円
(10,000口当たりの純資産額)	11,140円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

項目	第1期中間計算期間末 (平成25年12月2日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) その他の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動

第1期中間計算期間末 （平成25年12月2日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	1,843,923,266円
期中追加設定元本額	1,119,922,498円
期中一部解約元本額	630,757,144円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンド	2,252,393,392	2,513,671,025	
	計	銘柄数：1	2,252,393,392	2,513,671,025	
		組入時価比率：96.7%		100.0%	
	合計		2,252,393,392	2,513,671,025	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

< 参考 >

当ファンドは「ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は当該マザーファンドの受益証券です。

ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンドの経理状況
マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

財務諸表

ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	平成25年12月2日現在	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,029,437,213	
株式	4,470,625,000	
未収入金	79,924,992	
未収配当金	11,694,400	
未収利息	1,410	
流動資産合計	5,591,683,015	
資産合計	5,591,683,015	
負債の部		
流動負債		
未払金	959,068,387	
未払解約金	50,000,000	
流動負債合計	1,009,068,387	
負債合計	1,009,068,387	
純資産の部		
元本等		
元本	4,106,251,490	
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	476,363,138	
元本等合計	4,582,614,628	
純資産合計	4,582,614,628	
負債・純資産合計	5,591,683,015	

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成25年 5月31日 至 平成25年12月 2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成25年12月2日現在	
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	4,106,251,490口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.116円
(10,000口当たりの純資産額	11,160円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

項目	平成25年12月2日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) その他の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動

平成25年12月2日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成25年5月31日
期首元本額	1,960,978,118円
期首より平成25年12月2日までの追加設定元本額	4,496,165,307円
期首より平成25年12月2日までの一部解約元本額	2,350,891,935円
期末元本額	4,106,251,490円
平成25年12月2日現在の元本の内訳（*）	
ちゅうぎんターゲット型日本株ファンド13-05	
（限定追加型／早期償還条項付）（愛称：未来のいろいろ）	2,252,393,392円
ちゅうぎんターゲット型日本株ファンド（適格機関投資家専用）	966,589,250円
ちゅうぎんターゲット型日本株ファンド13-11	
（早期償還条項付）（適格機関投資家専用）	887,268,848円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 付属明細表

1. 有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄	株数 (株)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	備考
株式	日本円	大成建設	400,000	468.00	187,200,000	
		日本たばこ産業	34,000	3,460.00	117,640,000	
		旭化成	150,000	805.00	120,750,000	
		富士フィルムホールディングス	63,000	2,771.00	174,573,000	
		資生堂	20,000	1,739.00	34,780,000	
		中外製薬	20,000	2,476.00	49,520,000	
		太平洋セメント	230,000	418.00	96,140,000	
		日本碍子	32,000	1,887.00	60,384,000	
		新日鐵住金	500,000	331.00	165,500,000	
		住友電気工業	35,000	1,592.00	55,720,000	
		LIXILグループ	22,000	2,617.00	57,574,000	
		クボタ	130,000	1,724.00	224,120,000	
		ダイキン工業	40,800	6,430.00	262,344,000	
		セガサミーホールディングス	27,000	2,851.00	76,977,000	
		IHI	200,000	440.00	88,000,000	
		コニカミノルタ	60,000	1,022.00	61,320,000	
		三菱電機	175,000	1,179.00	206,325,000	
		日本電産	26,000	9,690.00	251,940,000	
		オムロン	67,000	4,145.00	277,715,000	
		キーエンス	5,000	40,700.00	203,500,000	
		村田製作所	19,800	8,690.00	172,062,000	
		豊田自動織機	15,000	4,450.00	66,750,000	
		川崎重工業	245,000	426.00	104,370,000	
		トヨタ自動車	10,000	6,370.00	63,700,000	
		アイシン精機	20,000	4,150.00	83,000,000	
		ヤマハ発動機	37,000	1,623.00	60,051,000	

		HOYA	40,000	2,754.00	110,160,000	
		東日本旅客鉄道	4,200	8,310.00	34,902,000	
		日本郵船	250,000	315.00	78,750,000	
		商船三井	200,000	457.00	91,400,000	
		KDDI	42,800	6,390.00	273,492,000	
		ソフトバンク	28,000	8,280.00	231,840,000	
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	110,000	661.00	72,710,000	
		三井住友トラスト・ホールディングス	170,000	510.00	86,700,000	
		大和証券グループ本社	58,000	992.00	57,536,000	
		オリックス	60,000	1,853.00	111,180,000	
	計	銘柄数:	36		4,470,625,000	
		組入時価比率:	97.6%		100.0%	
	合計				4,470,625,000	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」の記載は、下記の通り更新されず。

【純資産額計算書】

平成25年12月30日現在

資産総額	2,460,761,996 円
負債総額	9,544,650 円
純資産総額(-)	2,451,217,346 円
発行済口数	2,108,189,798 口
1口当たり純資産額(/)	1.1627 円

<参考>

「ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンド」の現況

純資産額計算書

平成25年12月30日現在

資産総額	5,546,661,765 円
負債総額	2,000,000 円
純資産総額(-)	5,544,661,765 円
発行済口数	4,744,139,958 口
1口当たり純資産額(/)	1.1687 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金の額（平成25年3月末日現在）	1億2,000万円
会社が発行する株式の総数	4,000株
発行済株式の総数	2,400株
最近5年間における主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、3名以上で構成される取締役会により運営されます。

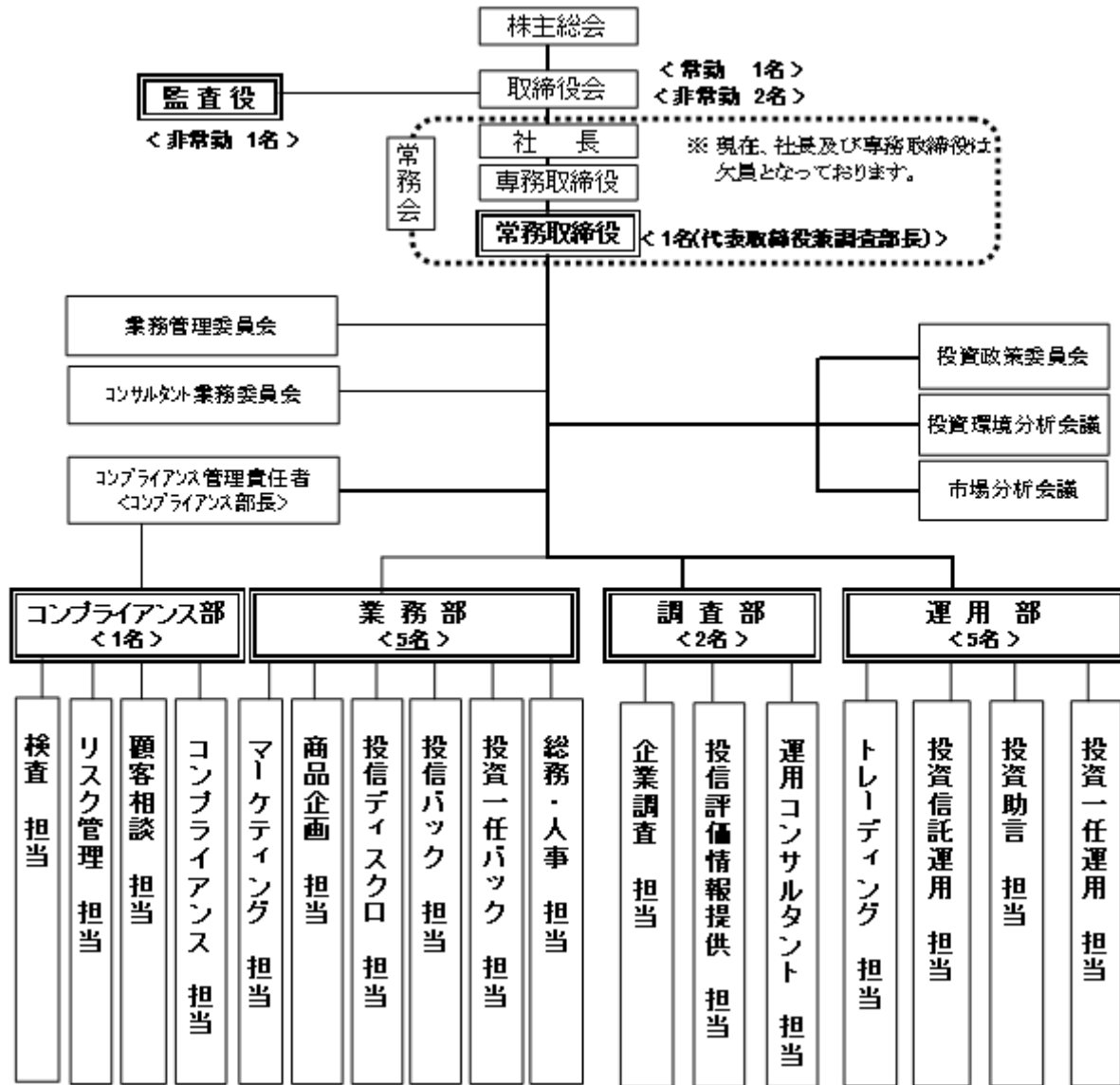
取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、代表取締役1名を選定するほか、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、代表取締役が招集します。取締役会の議長は、原則として、代表取締役がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。



上記組織は、平成25年3月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(略)

<訂正後>

(1) 資本金の額（平成25年12月末日現在）	1億2,000万円
会社が発行する株式の総数	4,000株
発行済株式の総数	2,400株
最近5年間に於ける主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、3名以上で構成される取締役会により運営されます。

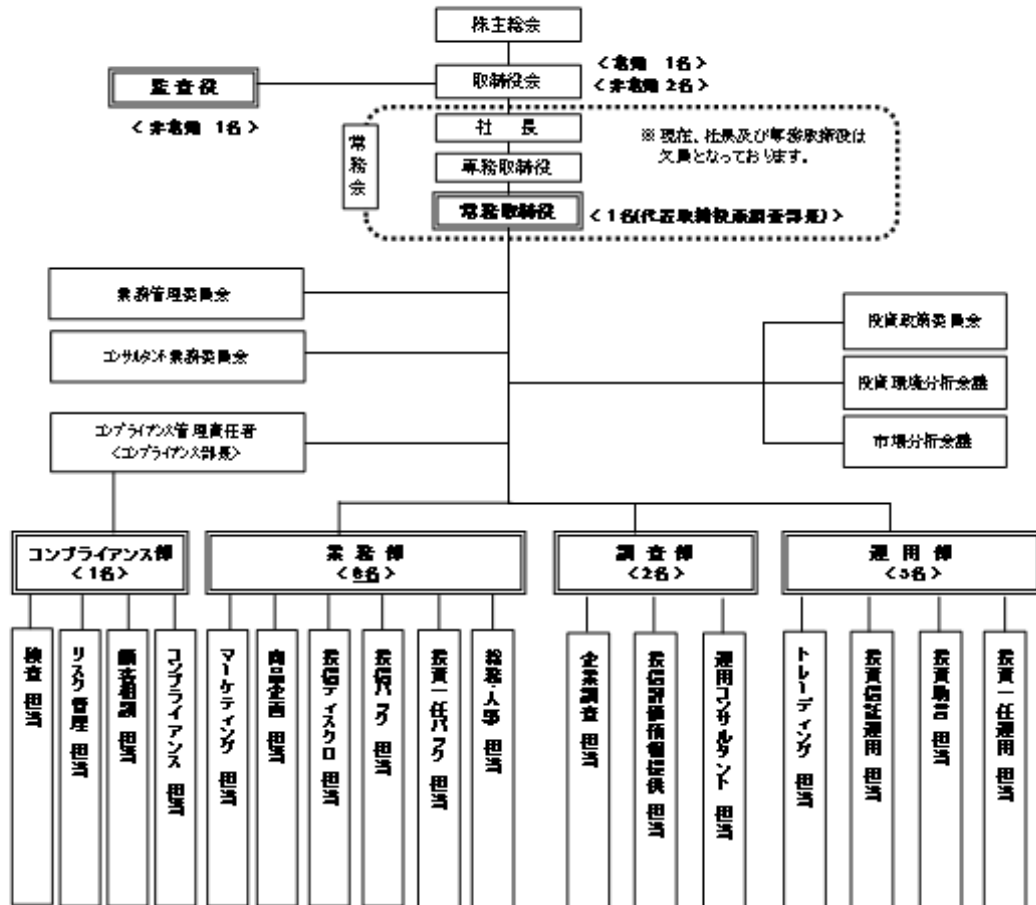
取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、代表取締役1名を選定するほか、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、代表取締役が招集します。取締役会の議長は、原則として、代表取締役がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。



上記組織は、平成25年12月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(略)

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。

また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成25年3月末日現在、当社は、6本の証券投資信託（追加型株式投資信託6本、親投資信託1本）の運用を行っており、純資産総額は146億円（親投資信託を除く。）です。

<訂正後>

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。

また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成25年12月末日現在、当社は、6本の証券投資信託（追加型株式投資信託6本、親投資信託2本）の運用を行っており、純資産総額は196億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」の記載は、下記の通り更新されます。

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

また、第27期事業年度に係る中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(3) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	2	453,070	2	432,702
未収委託者報酬		871		29,923
未収収益		954		2,126
未収還付法人税等		4,264		160
その他		65		36
流動資産合計		459,226		464,949
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）		15		3
器具備品（純額）		4,751		3,006
有形固定資産合計	1	4,766	1	3,010
無形固定資産				
電気通信施設利用権		134		119
電話加入権		466		466
無形固定資産合計		600		585
投資その他の資産				
投資有価証券		103,850		104,200
関係会社株式		2,700		2,700
投資その他の資産合計		106,550		106,900
固定資産合計		111,917		110,496
資産合計		571,144		575,445

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		325		172
未払金		665		9,957
未払手数料		665		7,903
その他未払金		-		2,054
未払費用		1,257		1,008
未払法人税等		-		529

未払消費税等		511		2,411
前受収益	2	48,197	2	54,325
賞与引当金		3,163		2,850
役員賞与引当金		898		-
流動負債合計		55,019		71,254
固定負債				
退職給付引当金		831		1,281
役員退職慰労引当金		5,130		-
繰延税金負債		967		1,036
固定負債合計		6,928		2,317
負債合計		61,948		73,571
純資産の部				
株主資本				
資本金		120,000		120,000
利益剰余金				
利益準備金		30,000		30,000
その他利益剰余金		357,429		349,982
繰越利益剰余金		357,429		349,982
利益剰余金合計		387,429		379,982
株主資本合計		507,429		499,982
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		1,766		1,891
評価・換算差額等合計		1,766		1,891
純資産合計		509,195		501,874
負債純資産合計		571,144		575,445

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	当事業年度 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）
営業収益		
委託者報酬	830	57,774
運用受託報酬	53,685	57,921
投資助言報酬	6,360	7,469
その他営業収益	22,168	23,072
営業収益計	1 83,043	1 146,238
営業費用		
支払手数料	748	17,920
広告宣伝費	646	2,184
調査費	16,126	39,017
調査費	16,126	39,017
営業雑経費	6,287	3,568
通信費	496	530
印刷費	-	1,802
協会費	5,510	953
諸会費	280	282
営業費用計	23,808	62,689
一般管理費		
給料	63,070	71,512
役員報酬	7,570	7,877
給料・手当	36,837	43,295
賞与	7,076	8,892
賞与引当金繰入額	3,163	2,850
役員賞与引当金繰入額	898	-
法定福利費	7,513	8,449
その他の福利厚生費	10	146
交際費	145	196
旅費交通費	2,494	1,698
租税公課	486	559
不動産賃借料	3,854	3,854
退職給付費用	835	1,039
役員退職慰労引当金繰入額	513	-
役員退職金	-	370
固定資産減価償却費	1,661	1,771

諸経費		13,873		10,842
一般管理費計		86,935		91,843
営業損失		27,700		8,294
営業外収益				
受取配当金	1	500	1	500
有価証券利息	1	823	1	503
受取利息		17		26
雑収益		-		114
営業外収益計		1,340		1,144
営業外費用				
雑損失		0		0
営業外費用計		0		0
経常損失		26,359		7,150
税引前当期純損失		26,359		7,150
法人税、住民税及び事業税		296		296
法人税等調整額		1,222		-
法人税等合計		1,518		296
当期純損失		27,878		7,446

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
株主資本				
資本金				
当期首残高		120,000		120,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		120,000		120,000
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		30,000		30,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		30,000		30,000
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
当期首残高		385,308		357,429

当期変動額		
当期純損失	27,878	7,446
当期変動額合計	27,878	7,446
当期末残高	357,429	349,982
利益剰余金合計		
当期首残高	415,308	387,429
当期変動額		
当期純損失	27,878	7,446
当期変動額合計	27,878	7,446
当期末残高	387,429	379,982
株主資本合計		
当期首残高	535,308	507,429
当期変動額		
当期純損失	27,878	7,446
当期変動額合計	27,878	7,446
当期末残高	507,429	499,982
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,141	1,766
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,375	124
当期変動額合計	1,375	124
当期末残高	1,766	1,891
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,141	1,766
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,375	124
当期変動額合計	1,375	124
当期末残高	1,766	1,891
純資産合計		
当期首残高	538,449	509,195
当期変動額		
当期純損失	27,878	7,446
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,375	124
当期変動額合計	29,253	7,321
当期末残高	509,195	501,874

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 10～15年

器具備品 5～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得する有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響はありません。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	1,158 千円	1,170 千円
器具備品	4,474 "	6,218 "

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
--	-----------------------	-----------------------

預金	453,070 千円	432,220 千円
前受収益	44,419 "	50,546 "

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益	66,181 千円	71,228 千円
有価証券利息	172 "	121 "
受取配当金	250 "	250 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は国債であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2.参照)

前事業年度(平成24年 3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)預金	453,070	453,070	-
(2)未収委託者報酬	871	871	-
(3)投資有価証券 その他有価証券	101,350	101,350	-
資産計	555,292	555,292	-

当事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)預金	432,702	432,702	-
(2)未収委託者報酬	29,923	29,923	-
(3)投資有価証券 その他有価証券	101,700	101,700	-
資産計	564,325	564,325	-

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

債券の時価については、売買参考統計値によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
非上場株式	2,500	2,500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

(注)3. 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 国債	-	-	100,000	-
合計	-	-	100,000	-

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 国債	-	-	100,000	-

合計	-	-	100,000	-
----	---	---	---------	---

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 債券	101,350	98,615	2,734
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	5,200	5,200	-
合計	106,550	103,815	2,734

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 債券	101,700	98,772	2,927
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	5,200	5,200	-
合計	106,900	103,972	2,927

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	831	1,281
(2)退職給付引当金(千円)	831	1,281

(注)当社の従業員は300人未満の小規模企業であるので、退職給付債務等の算定は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」小規模企業等における簡便法第37項に基づき行っております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用(千円)	408	450
(2)退職給付費用(千円)	408	450

(注)上記のほか、出向受入者に係る費用負担の金額が当事業年度は589千円(前事業年度は427千円)あります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
繰越欠損金	5,818	10,451
繰延資産	1,753	1,375
賞与引当金	1,195	1,077
減価償却超過額	1,032	827
役員退職慰労引当金	1,816	-
その他	570	733
繰延税金資産小計	12,187	14,464
評価性引当額	12,187	14,464
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	967	1,036
繰延税金負債合計	967	1,036
繰延税金負債の純額	967	1,036
短期繰延税金資産	-	-
長期繰延税金負債	967	1,036

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異については税引前当期純損失が計上されているため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社中国銀行	64,201

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社中国銀行	69,248

[関連当事者情報]

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	(被所有) 直接 32.5	投資一任契約 運用・評価業務 コンサルタント 役員の兼任	投資顧問料の受取 コンサルタント料 の受取	40,392 20,808	前受収益 -	42,891 -

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資運用受託に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	(被所有) 直接 32.5	投資一任契約 運用・評価業務 コンサルタント 役員の兼任	投資顧問料の受取 コンサルタント料 の受取	44,536 21,712	前受収益 -	49,019 -

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資運用受託に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

(株)中国銀行（東京証券取引所、大阪証券取引所に上場）

(一株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	212,164円93銭	209,114円16銭
1株当たり当期純損失金額	11,616円08銭	3,102円80銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純損失(千円)	27,878	7,446
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	27,878	7,446
普通株式の期中平均株式数(株)	2,400	2,400

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
預金	419,795
未収委託者報酬	52,702
未収収益	3,342
その他	89
流動資産合計	475,929
固定資産	
有形固定資産	1 2,493

無形固定資産	578
投資その他の資産	
投資有価証券	104,820
関係会社株式	2,700
投資その他の資産合計	107,520
固定資産合計	110,591
資産合計	586,520

(単位:千円)

当中間会計期間
(平成25年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	160
未払金	13,682
未払費用	1,080
未払法人税等	3,027
未払消費税等	2 3,787
前受収益	25,823
賞与引当金	3,440
流動負債合計	51,002
固定負債	
退職給付引当金	1,506
役員退職慰労引当金	109
繰延税金負債	1,228
固定負債合計	2,843
負債合計	53,845
純資産の部	
株主資本	
資本金	120,000
利益剰余金	
利益準備金	30,000
その他利益剰余金	380,434
繰越利益剰余金	380,434
利益剰余金合計	410,434
株主資本合計	530,434
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	2,241
評価・換算差額等合計	2,241
純資産合計	532,675

負債純資産合計

586,520

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成25年4月1日	
	至 平成25年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		78,362
運用受託報酬		30,369
その他営業収益		21,176
営業収益計		129,907
営業費用		
支払手数料		23,547
調査費		18,754
その他営業費用		5,704
営業費用計		48,005
一般管理費	1	49,449
営業利益		32,452
営業外収益	2	749
経常利益		33,201
税引前中間純利益		33,201
法人税、住民税及び事業税		2,750
中間純利益		30,451

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	120,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	120,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	30,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	30,000
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	349,982
当中間期変動額	
中間純利益	30,451
当中間期変動額合計	30,451
当中間期末残高	380,434
利益剰余金合計	
当期首残高	379,982
当中間期変動額	
中間純利益	30,451
当中間期変動額合計	30,451
当中間期末残高	410,434
株主資本合計	
当期首残高	499,982
当中間期変動額	
中間純利益	30,451
当中間期変動額合計	30,451
当中間期末残高	530,434
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,891
当中間期変動額	

株主資本以外の項目の当中間期変動額 （純額）	349
当中間期変動額合計	349
当中間期末残高	2,241
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,891
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 （純額）	349
当中間期変動額合計	349
当中間期末残高	2,241
純資産合計	
当期首残高	501,874
当中間期変動額	
中間純利益	30,451
株主資本以外の項目の当中間期変動額 （純額）	349
当中間期変動額合計	30,801
当中間期末残高	532,675

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 10～15年 器具備品 5～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 7,905千円
2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成25年4月 1日 至 平成25年 9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	516千円
無形固定資産	7千円
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	500千円
有価証券利息	175千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成25年 9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年 9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2．参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)預金	419,795	419,795	
(2)未収委託者報酬	52,702	52,702	
(3)投資有価証券 その他有価証券	102,320	102,320	
資産計	574,817	574,817	

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

債券の時価については、売買参考統計値によっております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	5,200

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 . 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 国債			100,000	
合計			100,000	

(有価証券関係)

当中間会計期間（平成25年9月30日）

その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 債券	102,320	98,850	3,469
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	5,200	5,200	-
合計	107,520	104,050	3,469

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1 . サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 . 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社中国銀行	35,199

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1株当たり純資産額	221,948円09銭
1株当たり中間純利益金額	12,688円13銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
中間純利益金額(千円)	30,451
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	30,451
普通株式の期中平均株式数(株)	2,400

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」の記載は、下記の通り更新されます。

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)「受託会社」

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額

平成25年12月31日現在、324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)「販売会社」

名 称	資本金の額（百万円） 平成25年12月末現在	事業の内容
株式会社中国銀行	15,149	日本において銀行業務を営んでおります。
中銀証券株式会社	2,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年 1月30日

中銀アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日根野谷正人	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 靖英	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥田 賢	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている、ちゅうぎんターゲット型日本株ファンド13-05（限定追加型/早期償還条項付）の平成25年5月31日から平成25年12月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ちゅうぎんターゲット型日本株ファンド13-05（限定追加型/早期償還条項付）の平成25年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年5月31日から平成25年12月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月21日

中銀アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日根野谷正人	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 靖英	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥田 賢	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月29日

中銀アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日根野谷正人	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 靖英	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥田 賢	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。